場、水田において使用される場合にあつては水田として利用されてきたほ場とし、イからニまでに適合し、かつ、土壌の特性の異なるものを二箇所以上選定するものとする。ただし、やむを得ない事情により土壌の特性の異なるほ場を選定できない場合にあつては、気象その他土壌の特性以外の条件の異なるほ場を選定して試験ほ場とすることができる。

イ　試験ほ場が畑地の場合にあつては黒ぼく土からなるほ場を、試験ほ場が水田の場合にあつては灰色低地土からなるほ場を一箇所含むこと。

ロ　作物を栽培していない裸地であること。

ハ　判定に支障を及ぼすおそれのある量の農薬等を含まないこと。

ニ　試験ほ場が畑地の場合にあつては散布した農薬が表面流出するような傾斜及び明瞭な亀裂がなく、試験ほ場が水田の場合にあつては漏水が少なく通常の水管理が実施できること。

(二)　試験ほ場の管理

試験ほ場が水田の場合にあつては、落水させず、表面流出しないように管理するものとする。

(三)　（略）

二　試験の手順

(一)　農薬の使用

イ　農薬の使用回数は一回とし、当該農薬に係る法第二条第二項第三号の事項についての申請書の記載のうち供試農薬を使用することができる総回数（以下「申請総回数」という。）が一回の場合にあつては一回の使用で含まれる有効成分の最大量を、当該農薬に係る申請総回数が複数回の場合にあつては一回の使用で含まれる有効成分の最大量の二倍の量を目安に投下する。ただし、使用量が少量であり、土壌中の有効成分の残留量の分析又は推定半減期の算出が困難となる場合には、分析又は算出が可能となる程度まで投下量を増加させるものとする。

ロ　希釈して使用する農薬の十アール当たりの散布液量は、試験ほ場が畑地の場合にあつては三百リットル、試験ほ場が水田の場合にあつては百五十リットルを目安とする。

ハ　農薬は、ほ場全体に均一に散布する。

(二)　試料の採取

イ　採取の方法

試料は、試験ほ場ごとに、一回の採取において、均等に採取できる八以上の地点（二回目以降の採取においては、既に採取した地点から五十センチメートル以上離れた地点）から、試験ほ場が畑地の場合にあつては地表面から十センチメートルの深さまでの土壌及び十センチメートルの深さから二十センチメートルの深さまでの土壌を、試験ほ場が水田の場合にあつては地表面から十センチメートルの深さまでの土壌及び田面水を、内径五センチメートル以上の採土管により採取し、それぞれ均一に混合したものとする。この場合において、試験ほ場が水田であるときは、土壌と水層の境界面を攪乱しない方法で、土壌及び田面水をそれぞれ採取する。

(二)　試料の採取

イ　採取の方法

試料は試験ほ場ごとに、一回の採取において四以上の地点から採取した土壌を均一に混合したものとし、それぞれの地点においては、土壌を地表面から十センチメートルの深さまで柱状に採取する方法により、二百グラム以上の土壌を採取するものとする。この場合において、試験ほ場が水田であるときは、土壌を田面水とともに採取する。

(新設)

(新設)

(新設)

(二)　試験作物

試験ほ場において栽培する作物は、当該農薬に係る法第二条第二項第三号の事項についての申請書の記載（以下「申請使用方法等」という。）に基づいて通常当該農薬が使用されると認められる作物とする。

(三)　（略）

二　試験の手順

(一)　農薬の使用

試験作物に対し、当該農薬に係る申請使用方法等に従つて農薬を使用する。この場合において、申請使用方法等に基づく農薬の使用方法が二以上あるときは、当該二以上の使用方法のうち農薬の成分物質等が二分の一に減少する期間が他の使用方法より短いと認められるものを省略することができる。